

国土交通委員会 質問要旨

2018年5月22日  
国民民主党 階 猛

- ① 本法案が成立した場合、所有者不明土地はどの程度減少するのか
- ② 所有者探索の合理化に関し、「照会の範囲は親族等に限定」とあるが具体的に何親等まで照会するのか
- ③ 既存の所有者不明土地を減少させるため、公共事業や地域福利増進事業等の対象土地ではなくても、一部の相続人等からの求めがあれば登記官が②の範囲で所有者を探索し、それらの者に通知して遺産分割と相続登記を促す仕組みを構築するべきではないか
- ④ 新たな所有者不明土地の発生を防ぐため、所有者死亡の場合、登記官から法定相続人に速やかに連絡し、遺産分割と相続登記を促す仕組みを構築するべきではないか
- ⑤ ③、④で遺産分割を行う場合、相続人の中に複数の所在不明者がいる場合には、不在者財産管理人を1名だけ選任すれば足りるとする仕組みを構築すべきではないか
- ⑥ 相続登記をするインセンティブとして登録免許税を一部減免するだけでなく、相続登記した者が土地を利活用するために建設投資等を行った場合の補助金を設けるなどすれば、地域の活性化にもつながるのではないか
- ⑦ 震災復興のような緊急を要する場合には、事後的に正当な補償が支払われることを担保した上で、反対する権利者がいる場合でも迅速に事業に着手できる仕組みを構築すべきではないか
- ⑧ 土地の所有権を放棄したい者はどのような手続きをとればよいのか

※答弁者は極力国土交通大臣、ただし他省庁所管分野については応相談

以上

※配布資料はおって提出